

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県バス運行対策費補助金交付要綱	高知県バス運行対策費補助金交付要綱
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置される協議会をいう。</p> <p>(2) 生活交通路線 次号及び第4号に掲げる路線をいう。</p> <p>(3) 国庫補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、国土交通大臣が認定したものをいう。</p> <p>(4) 県補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、知事が認定したものであって、第19条に規定する補助対象路線の基準を満たすものをいう。</p> <p>(5) 地域間幹線系統確保維持計画 地域協議会が策定する生活交通路線の運行計画をいう。</p> <p><u>(6) 削除</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置される協議会をいう。</p> <p>(2) 生活交通路線 次号及び第4号に掲げる路線をいう。</p> <p>(3) 国庫補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、国土交通大臣が認定したものをいう。</p> <p>(4) 県補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、知事が認定したものであって、第19条に規定する補助対象路線の基準を満たすものをいう。</p> <p>(5) 地域間幹線系統確保維持計画 地域協議会が策定する生活交通路線の運行計画をいう。</p> <p>(6) 全国民営平均キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度(補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度)を含む過去3年間(基準年度を最終年度とする連続した過去3年間)における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される全国の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。</p>
第3条～第8条 略	第3条～第8条 略

(補助対象経費の額)  
第9条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ  
ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。  
地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ

2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次の各号により算出される額を減じた額とする。

ただし、次の各号により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。

(1) 補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷(1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」)

(2) 当該補助対象期間の直前の補助対象期間に運賃改定が行われた場合  
「前号で算出される額」×2÷3

3 第1項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の国庫補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該国庫補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該国庫補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該国庫補助路線の総キロ程}} \right)$$

(補助対象経費の額)  
第9条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ  
ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。  
地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ

2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。

補助対象期間に運賃改定が行われた場合  
「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷(1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」)

ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の国庫補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該国庫補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該国庫補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該国庫補助路線の総キロ程}} \right)$$

4 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の国庫補助路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（1人未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

第10条～第17条の7 略

第2章の3 削除

第17条の8から第17条の13まで削除

4 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の国庫補助路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（1人未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

第10条～第17条の7 略

第2章の3 生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）

（補助対象経費の額）

第17条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

（第9条（第1項のただし書を除く）、第10条及び第11条の定めにより算出した額－第9条第1項のただし書、第2項、第3項、第4項、第10条及び第11条の定めにより算出した額）

（補助金の交付の申請）

第17条の9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第22号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付

している場合は、省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付額)

- 第17条の10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助金の交付の決定、額の確定等)

- 第17条の11 知事は、第17条の9第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、第17条の9第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

- 3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額(第17条の13において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(実績報告)

- 第17条の12 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第23号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する

必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

（準用）

第17条の13 第6条から第8条まで、第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。

## 第18条～第20条 略

（補助対象経費の額）

第21条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ  
ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。  
地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ

2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。

（1） 補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1＋「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）  
ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場

## 第18条～第20条 略

（補助対象経費の額）

第21条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ  
ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。  
地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ

2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。

補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1＋「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）  
ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場

合は、經常収益から当該額を減じた額とする。

(2) 当該補助対象期間の直前の補助対象期間に運賃改定が行われた場合  
「前号で算出される額」×2÷3

3 第1項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該県補助路線の補助対象経常費用と經常収益との差額} \times \text{当該県補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該県補助路線の総キロ程}} \right)$$

第22条～第26条の7 略

第3章の3 削除

第26条の8から第26条の13まで削除

合は、經常収益から当該額を減じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該県補助路線の補助対象経常費用と經常収益との差額} \times \text{当該県補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該県補助路線の総キロ程}} \right)$$

第22条～第26条の7 略

第3章の3 生活交通路線維持費補助金（県補助路線補助上限超過分）

（補助対象経費の額）

第26条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり經常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準經常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり經常費用が、全国民営平均キロ当たり標準經常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり經常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準經常費用を用いて算出するものとする。

（第21条（第1項のただし書を除く）の定めにより算出した額－第21条第1項のただし書、第2項及び第3項の定めにより算出した額）

(補助金の交付の申請)

第 26 条の 9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第 24 号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付額)

第 26 条の 10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とする。

(補助金の交付の決定、額の確定等)

第 26 条の 11 知事は、第 26 条の 9 第 1 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第 5 号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

2 知事は、第 26 条の 9 第 2 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第 9 号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式により当該補助業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 2 項の規

定により通知した補助金の交付の決定額（第 26 条の 13 において準用する第 26 条第 1 項中の第 14 条の 2 の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（実績報告）

第 26 条の 12 前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 25 号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

（準用）

第 26 条の 13 第 18 条から第 20 条まで及び第 26 条第 1 項の規定は、この章の補助金について準用する。

第 27 条～第 34 条 略

第 4 章の 2 車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）

（補助対象期間）

第 34 条の 2 この章における補助対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。

第 34 条の 3～第 34 条の 7 略

（実績報告）

第 34 条の 8 前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 21 号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びその他根拠となる書類を添えて、令和 9 年 3 月 12 日までに知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記

第 27 条～第 34 条 略

第 4 章の 2 車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）

（補助対象期間）

第 34 条の 2 この章における補助対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。

第 34 条の 3～第 34 条の 7 略

（実績報告）

第 34 条の 8 前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 21 号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びその他根拠となる書類を添えて、令和 8 年 3 月 13 日までに知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した

<p>載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。</u></p> <p><u>2 第4章の2の規定は、令和8年度の補助事業に適用する。</u></p> <p>様式 略</p>	<p>書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>様式 略</p>
---	---